

北海道池田町移住定住Y o u T u b eチャンネル運用方針

(目的)

第1条 本方針は、池田町移住定住Y o u T u b eチャンネル（以下、「移住定住チャンネル」という。）の運用に関する事項について定める。

(基本方針)

第2条 移住定住チャンネルは、池田町の移住や定住に関する動画を配信することにより、池田町への移住を促すことを目的とする。

(運用主体及びY o u T u b eチャンネル名等)

第3条 移住定住チャンネルの運用主体は、運用責任者を企画財政課長、運用担当者を企画統計係とし、チャンネル名等は次の通りとする。

- (1) Y o u T u b eチャンネル名：北海道池田町移住定住
- (2) U R L : <https://www.youtube.com/channel/UCHmdWdsoDE04tHLOQeDyv6w>

(意思決定)

第4条 移住定住チャンネルを運用する際は、運用責任者の確認を得て行う。

(更新時間)

第5条 移住定住チャンネルによる動画配信は、原則として開庁時間内（平日の午前8時45分～午後5時30分）に、運用担当者が必要に応じて行う。ただし、それ以外の時間にも状況に応じて更新を行う場合がある。

(配信内容)

第6条 移住定住チャンネルでは、次の動画を配信する。

- (1) LIVING IN IKEDA 北海道池田町
- (2) はっけん、ぼくのまち。池田町 -毎日、ハレの日-
- (3) 【移住】よくある質問7選【池田町】
- (4) その他、新たに制作される動画

(コメント等への対応)

第7条 移住定住チャンネルのコメント欄への書き込みは無効として運用する。なお、視聴者が質問・意見等を寄せる場合は、池田町ホームページ内の「お問い合わせ」を利用するものとする。

(免責事項)

第8条 移住定住チャンネルの運営に係る免責事項については、次のとおりとする。

- (1) 移住定住チャンネルで配信する動画は、池田町の正式な記録ではなく、正確性、有効性等を保証するものではない。
- (2) インターネット回線の状況やY o u T u b e 運営会社側のメンテナンス、その他視聴者側のパソコン環境等で、映像や音声途切れる・停止するなど、正常に視聴できない場合がある。
- (3) 移住定住チャンネルの配信が正常に視聴できない場合、あるいは視聴することで何らかの損害が生じた場合であっても、池田町は一切の責任を負わない。
- (4) Y o u T u b e 映像配信画面に表示される企業広告は、池田町とは一切関係がない。また、広告によるいかなる損害についても、池田町は一切の責任を負わない。
- (5) スマートフォンやタブレット等の端末による視聴は、パケット通信料定額制の加入契約をしていない場合、通信事業者から高額な料金を請求される場合があるが、池田町は一切の責任を負わない。

(知的財産権)

第9条 移住定住チャンネルに掲載される内容に関する知的財産権は次のとおりである。

移住定住チャンネルに掲載される写真・イラスト・音声・動画及び記事等の知的財産権は、池田町または正当な権利を有するものに帰属し、私的使用または引用等は、法律上認められた行為のみ可能とする。ただし、掲載内容に転載禁止等の注記がある場合は、この限りではない。

(運用方針の周知・変更等)

第10条 この運用方針は、必要に応じて告知なく変更する。

附 則

この運用方針は、令和5年3月1日から適用する。